

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 豊川市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和47年12月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	豊川市	職員数※（H20. 4. 1現在）	33人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	138円（平成18年度）	公営企業債現在高（百万円）	28,987（平成18年度）
累積欠損金（百万円）	（年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	（年度）
不良債務（百万円）	（年度）	財政力指数※	0.96（平成19年度）
資金不足比率（%）	（年度）	実質公債費比率※（%）	10.0（平成19年度）
		経常収支比率※（%）	92.7（平成19年度）

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成22年2月1日 合併前市町村：豊川市、宝飯郡小坂井町（新法） 平成20年1月15日 合併前市町村：豊川市、宝飯郡音羽町、宝飯郡御津町（新法） 平成18年2月1日 合併前市町村：豊川市、宝飯郡一宮町（旧法）]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	豊川市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成20年度から平成24年度まで
計画策定責任者	豊川市長 山脇 実
既存計画との関係	豊川市行政改革大綱（平成17年度から平成21年度）に基づく行動計画
公表の方法等	承認後速やかに市HPにて今後の経営状況、経営指針を公表すると共に議会に説明する。
基本方針	使用料等の適正化による収入の確保と職員定員の適正化計画による経営の効率化を柱とし、市の上位計画である豊川市行政改革大綱に基づく経営計画を策定し、基準外繰出をなくすものとする。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	512.0	665.5	151.2	1,328.5
	補償金免除額	78.0	135.4	185.9	399.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	(425.7)	(654.5)		(1080.1)
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(244.2)	(599.5)	(70.6)	(914.1)

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

※旧資金運用部資金残高のうち旧小坂井町分はすべて平成21年度末残高

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業(旧豊川市分)	466,768	577,298	110,240	1,154,306
	公共下水道事業(旧小坂井町分)	45,135	88,149	40,876	174,160
合 計 (A)		511,903	665,447	151,116	1,328,466
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		511,903	665,447	151,116	1,328,466

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業(旧豊川市分)	(388,344)	(654,497)	0	(1,042,841)
	公共下水道事業(旧小坂井町分)	37,254			37,254
合 計 (A)		(425,598)	(654,497)	0	(1,080,095)
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		(425,598)	(654,497)	0	(1,080,095)

【公営企業金融公庫資金】

※旧小坂井町分は公庫資金の要望が無かったため除く

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業(旧豊川市分のみ)	(244,135)	(599,426)	(70,533)	(914,094)
合 計 (A)		(244,135)	(599,426)	(70,533)	(914,094)
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		(244,135)	(599,426)	(70,533)	(914,094)

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の公共下水道事業はすべて県の流域下水道施設により終末処理を行っているため、処理施設の更新などの施設整備費は独自には計上しておらず、これらによる後年度への負担増は抑えられている。平成19年度末の人口普及率は68.6%であり、平成18年度末の全国平均70.5%を未だ下回っているが、平成21年度からの新拡張計画の実施により、更なる普及率の向上に努める計画となっている。また、旧豊川市においては平成19年度に公営企業経営健全化計画を策定し、高利債について借換や繰上償還による経費削減を行っている。平成22年3月には3度目の合併を行っており、今後は合併によるスケールメリットを生かした維持管理経費の削減により、さらに効率的な事業展開が図られるような計画作りが必要となってくる。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 使用料単価の見直し</p> <p>豊川市においては、平成8年度に料金改定を行って以来、料金は据置きとなっているが、今後は3年毎に行っている使用料の見直しにより単価改定を行い、基準外繰入金が発生しないよう利用者に適正な負担を求めていく必要がある。</p> <p>課 題 ② 地方債償還額の増加</p> <p>旧豊川市においては、繰上償還等により高利債対策をとっていたが、合併により新たな高利債への対策が必要となった。また、今後の事業展開についても地方債残高が確実に減少していくよう償還元金以下に借入額を抑制していくような計画づくりに努める。</p> <p>課 題 ③ 合併による経営の効率化</p> <p>平成18年2月と平成20年1月、平成22年2月の3度にわたり合併を行っているため、早期に無駄をなくし、効率的な経営を行っていきけるようなスケールメリットを生かした計画づくりを行い一層の経費削減を図っていく必要がある。</p> <p>課 題 ④ 流域下水道維持管理費の改定や埋設管の老朽化による維持管理費増加の見込み</p> <p>流域下水道維持管理費が単価改定により値上げとなった場合や事業開始から30年以上経過し当初に埋設した管渠を中心に点検等のメンテナンス費用が今後増加していくことが見込まれる。</p> <p>課 題 ⑤ 使用料収入の伸び悩み</p> <p>企業による光熱水費等維持管理費の節減対策や節水トイレ、節水型洗濯機等の普及による家庭用水の節水効果により、排水量にこれまでのような伸びがみられなくなっている。今後は接続率向上への積極的な取組みを行なうなど有収水量を増やす努力をしていくことが必要である。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画初年度) (決算)	平成21年度 (計画第2年度) (計画値)	平成22年度 (計画第3年度) (計画値)	平成23年度 (計画第4年度) (計画値)	平成24年度 (計画第5年度) (計画値)
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	4,210	3,268	3,153	3,268	3,349	3,393
		(1) 営 業 収 益 (B)	2,622	2,077	2,188	2,348	2,441	2,501
		ア 料 金 収 入	1,633	1,675	1,752	1,962	2,061	2,143
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)						
		ウ そ の 他	989 (989)	402 (402)	436 (436)	386 (386)	380 (380)	358 (358)
		(2) 営 業 外 収 益	1,588	1,191	965	920	908	892
		ア 他 会 計 繰 入 金	1,454	1,182	965	920	908	892
		イ そ の 他	134	9				
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	2,016	1,852	1,734	1,719	1,702	1,685
		(1) 営 業 費 用	1,071	1,081	1,076	1,079	1,088	1,098
		ア 職 員 給 与 費	153	130	138	135	135	135
		ウ ち 退 職 手 当						
		イ そ の 他	918	951	938	944	953	963
		(2) 営 業 外 費 用	945	771	658	640	614	587
資本的 収入	ア 支 払 利 息	945 (186)	771 (139)	658 (127)	640 (119)	614 (101)	587 (106)	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息							
	イ そ の 他							
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2,194	1,416	1,419	1,549	1,647	1,708	
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	3,527	3,460	4,183	2,357	2,637	2,210
		(1) 地 方 債	1,791	2,352	3,073	1,273	1,453	1,297
		(2) 他 会 計 補 助 金	224	346	203	114	108	97
		(3) 他 会 計 借 入 金	454					
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金						
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	712	515	595	615	792	683
		(6) 工 事 負 担 金	322	247	311	354	283	132
		(7) そ の 他	24	0	1	1	1	1
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	5,693	4,864	5,615	3,845	4,193	3,995
		(1) 建 設 改 良 費	2,619	1,763	2,340	2,288	2,645	2,420
		ウ ち 職 員 給 与 費	139	114	133	130	130	130
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	3,062	2,963	3,125	1,458	1,470	1,530
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		128	132	92	71	37
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	12	10	18	7	7	8
(5) そ の 他								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-2,166	-1,404	-1,432	-1,488	-1,556	-1,785		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					
	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画初年度) (決算)	平成21年度 (計画第2年度) (計画値)	平成22年度 (計画第3年度) (計画値)	平成23年度 (計画第4年度) (計画値)	平成24年度 (計画第5年度) (計画値)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	28	12	-13	61	91	-77
積 立 金 (K)						
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	140	166	178	165	226	317
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)						
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	168	178	165	226	317	240
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	2					
実 質 収 支 (N)-(O)	166	178	165	226	317	240
黒 字 (P)						
赤 字 (Q)						
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)						
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	82.9	67.9	64.9	102.9	105.6	105.5
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	2,622	2,077	2,188	2,348	2,441	2,501
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)						
積 立 金 現 在 高						
企 業 債 現 在 高	27,716	27,105	27,184	26,998	26,979	26,746
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	27,716	27,105	27,184	26,998	26,979	26,746
うちその他に係るもの						

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					
	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画初年度) (決算)	平成21年度 (計画第2年度) (計画値)	平成22年度 (計画第3年度) (計画値)	平成23年度 (計画第4年度) (計画値)	平成24年度 (計画第5年度) (計画値)
収 益 的 収 支 分	2,443	1,584	1,401	1,306	1,288	1,250
うち基準内繰入金	2,416	1,499	1,341	1,245	1,234	1,194
うち基準外繰入金	27	85	60	61	54	56
うち料金収入に計上すべき繰入等						
うち赤字補てん的なもの	27	85	60	61	54	56
資 本 的 収 支 分	224	346	203	114	108	97
うち基準内繰入金	142	149	120	98	88	81
うち基準外繰入金	82	197	83	16	20	16
うち赤字補てん的なもの	82	197	83	16	20	16

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画初年度) (決算値)	平成21年度 (計画第2年度) (計画値)	平成22年度 (計画第3年度) (計画値)	平成23年度 (計画第4年度) (計画値)	平成24年度 (計画第5年度) (計画値)	
資金不足比率	(%) (再掲)							
料金回収率※	(%)	80.1	79.5	82.7	93.4	94.9	96.3	
総収支比率(法適用)	(%)							
経常収支比率(法適用)	(%)							
営業収支比率(法適用)	(%)							
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)							
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	82.9	67.9	64.9	102.9	105.6	105.5	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)							
繰入金比率	収益的収入分	(%)	58.0	48.5	44.4	40.0	38.5	36.8
	うち基準内繰入金	(%)	57.4	45.9	42.5	38.1	36.9	35.2
	うち基準外繰入金	(%)	0.6	2.6	1.9	1.9	1.6	1.6
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)						
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.6	2.6	1.9	1.9	1.6	1.6
	資本的収入分	(%)	6.4	10.0	4.9	4.8	4.1	4.4
	うち基準内繰入金	(%)	4.1	4.3	2.9	4.1	3.3	3.7
	うち基準外繰入金	(%)	2.3	5.7	2.0	0.7	0.8	0.7
	うち赤字補てん的なもの	(%)	2.3	5.7	2.0	0.7	0.8	0.7

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年度末の合併後の合算算定による使用料単価(使用料収入/有収水量)は125.7円であり、基準外繰入金もある。これらの解消のために平成22年度に平均9%程度の料金改定を行う。当面は150円/㎡を目標に段階的に使用料単価の見直しを行う。
2 他会計繰入金の見込み	今後10年間での一般会計繰入金の見込みは旧小坂井町分を含めて平均112億円程度とし、合併前の繰入額と比較すると年間8億円程度減少させていく計画である。また使用料金の改定や繰上償還等により早期に基準外繰入をなくす方針である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	自己の処理場を持たないため現在のところ大規模な投資、資産売却の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人件費については、豊川市行政改革大綱に基づき平成17年4月から平成22年4月までの5年間において、職員数の10.2%を削減する計画となっており、下水道会計としては平成19年度までに削減目標を達成している。今後も合併による効率化を図り、委託事業を見直すなど削減に努める。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	③	豊川市定員適正化計画において、平成17年度から5年間で10.2%の人員削減を行うことを定めたが、この目標は平成19年に前倒して達成されたところである。合併によりさらなる削減に取り組む方針であり、今後も一層の効率化を図り平成21年度以降についても引き続き適正な職員数の管理に努める。
○ 給与のあり方		
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	③	給与構造改革は平成18年4月1日に実施済みである。地域手当については、国による支給率が0%であることに鑑み、段階的に削減し平成22年度から廃止するしている。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		現在、当会計に1名配置があるが配置上の取り扱いについては市と同様に考えている。平成20年3月に市として取組方針を発表し、HPIにも公表しているところである。現在は、行(一)、行(二)の給料を分離した、平成22年4月から労務職員の給料表を国の行(二)ベースへ改定した。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇の制度は無い。(平成16年7月1日廃止)
◇ 福利厚生事業のあり方		本市は愛知県九市健康保険組合に加入しているが、同組合は平成22年4月を目処に愛知県都市職員共済組合と統合する方向で調整を進めているところである。なお、統合時には保険料の負担割合を1:1にする予定である。 平成17年度に互助会事業の公費負担のあり方について見直しを行い、市全体で公費負担額を2,410万円削減した。 従来は愛知県九市健康保険組合に加入していたが、同組合は平成21年12月1日に愛知県都市職員共済組合と統合し、現在は愛知県都市職員共済組合短期給付に移行した。なお、統合時には保険料の負担割合を1:1とし公費負担分を引き下げた。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②、③	維持管理費については合併効果を生かし、物品や委託作業などを集約し一括発注をする等により経費の削減を図る。また、合併以前に団体により異なる仕様で行っていた委託等も簡素化できるものは見直していくなどコスト削減を念頭においた予算執行をしていく。管理運営費の中で高いウエイトを占める元利償還金についても繰上償還や借換による支払利息の削減に積極的に取り組んでいく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	下水道使用料の徴収事務について、現在の委託先である水道事業会計において平成21年度以降徴収業務を直営から民間業者に委託し、経費の削減を図った。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成18年度決算における平均使用料単価125.7円/m ³ は、類似団体平均(Bb1)124.2円/m ³ を僅かに上回っているものの全国平均133.3円/m ³ を下回る水準である。適正な料金水準に向けた取組みとしては、平成22年度に9%程度の使用料単価の改定を行うとともに、今後も見直しを行っていくものとする。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		豊川市公共下水道事業経営健全化計画については、市HPにより公開し、また、計画の到達状況の検証として決算レベルでの数値公開も併せて行っていく。
○ 行政評価の導入		豊川市公共下水道事業経営健全化計画における経営指標については、毎年到達度を数値で確認し、達成していない場合は適切な対策が立てていくこととする。
5 その他	⑤	供用開始後の接続率を上げるため、啓発を積極的に行い職員による戸別訪問を増やしておく。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	豊川市定員適正化計画に基づき平成17年度から5年間において平均10.2%の職員削減を目標にしており、平成19年度までに数値目標は達成されている。合併により削減目標も見直しされる見込みであることから、今後も上位計画に基づく削減率の達成は基より数値にとらわれることなく更なる組織のスリム化に取り組みでいく。また、合併によりこれまで職員が行っていた業務についても早急に点検し委託化を進め、発注についても一括に取りまとめる等効率化を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	合併による合算数値での平成18年度決算における基準外繰入金は335百万円あるが、繰上償還や借換の実施、分流式汚水に要する経費の算入により基準外繰入金はなくなる見込みである。
4 その他	供用開始後の地区を中心に職員の戸別訪問、夜間訪問の機会を増やし、接続率の向上を図り有収水量の増加に努める。また、下水道使用料、下水道受益者負担金の収納率アップのため夜間徴収や水道部と連携して訪問徴収を行うなどの機会を増やし収入の確保に努める。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

豊川市・小坂井町合算計画

区分	目標又は実績	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画初年度) (決算)	平成21年度 (計画2年度) (計画値)	平成22年度 (計画3年度) (計画値)	平成23年度 (計画4年度) (計画値)	平成24年度 (計画5年度) (計画値)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	130,383	131,736	140,089	144,914	149,581	154,181	
	A 増減	6,102	1,353	8,353	4,825	4,667	4,800	
	水洗便所設置済人口(人)	114,882	118,466	121,620	126,547	131,648	136,903	
	B 増減	5,305	3,584	3,154	4,927	5,101	5,255	
	水洗化率(%)	88.1	89.9	86.8	87.3	88.0	88.8	
	C 増減	-0.1	1.8	-3.1	0.5	0.7	0.8	
	有収水量(m³)	13,190,833	13,473,592	14,175,483	14,692,828	15,240,720	15,818,170	
	D 増減	513,972	282,759	701,891	517,345	547,892	577,450	
	使用料単価(円/m³)	123.8	124.3	123.6	133.5	135.2	135.4	
	E 増減	-0.1	0.5	-0.7	9.9	1.7	0.2	
	料金改定率(%)				9.0			
	F 増減				9			
③ 収納率(%)	98.4	98.4	98.4	98.5	98.5	98.6		
G 増減	0	0	0	0.1	0	0.1		
④ その他()								
H 増減								
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	77,118	62,939	66,303	71,152	73,970	75,788	
	増減	25,189	-14,179	3,364	4,849	2,818	1,818	
	職員数(人)	34	33	33	33	33	33	
	増減	-8	-1	0	0	0	0	
	管理運営費(千円)	3,612,324	3,418,932	3,711,945	3,696,313	3,720,571	3,728,020	
	I 増減	-126,887	-193,392	293,013	-15,632	24,258	7,449	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	28	26	26	26	25	24	
	J 増減	-2	-2	0	0	-1	-1	
	汚水処理原価(円/m³)	154.6	156.4	149.5	142.9	142.5	140.6	
	K 増減	-16.5	1.8	-6.9	-6.6	-0.4	-1.9	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)	71.2	71.3	72.2	70.7	69.3	65.7	
	L 増減	-6.2	0.1	0.9	-1.5	-1.4	-3.6	
⑥ その他()								
M 増減								
使用料回収率(%)	80.1	79.5	82.7	93.4	94.9	96.3		
(E/K×100)	7.7	-0.6	3.2	10.7	1.5	1.4		
増減								
企業債現在高(百万円)	27,716	27,105	27,184	26,998	26,979	26,746		
増減	-1,271	-611	79	-186	-19	-233		
収入の確保	使用料収入	1,633	1,675	1,752	1,962	2,061	2,143	
	改善額	0	0	2	6.35	153.4	182.6	522.9
	①有収水量の増加	3	3	4.05	6.1	8.15	10.2	30.5
	②使用料の適正化					143	166	475
	③収納率の向上	-3	-3	2.3	4.3	4.4	6.4	17.4
その他④()								
改善額								
経営の効率化	管理運営費	3,612	3,419	3,712	3,696	3,721	3,728	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	292	244	245	239	239	239	
	改善額	48	48	13	20.7	20.7	20.7	91.4
	⑤職員給与費の適正化	48	48	13	16.3	20.7	20.7	91.4
	維持管理費(上記以外)の適正化		0					0
	うち職員給与費中の退職手当							
	その他⑥(使用料徴収事務経費の効率化)			3.4	3.4	3.4	3.4	13.6
改善額			3.4	3.4	3.4	3.4	13.6	
		48	※合算のため改善額はH25までで 652.65になります。		改善額合計		627.9	

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

○「経営の効率化」の各年度の「職員数(人)」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 399.2